



計画の基本理念・基本方針

1 計画の基本理念

すべての子どもが今を幸せに生き、 夢と希望を持って成長することができるまち なら

本計画は、「第一期奈良市子ども・子育て支援事業計画」を引き継ぐ計画として位置づけられることから、「第一期奈良市子ども・子育て支援計画（奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン）」の「すべての子どもが今を幸せに生き、夢と希望をもって成長することができるまち なら」を引き続き基本理念として掲げます。

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。子どもの健やかな成長と発達が保障され、本市の「子どもにやさしいまち」の理念にもとづき、子どもの最善の利益を第一に考慮した取り組みを推進します。また、子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけでなく、奈良市に住み、又は訪れるすべての人にとってやさしいまちづくりにつながるという理念を取り組みの基礎とし、すべての施策に取り組んでいきます。

～『誰もが子育てに関わり多様な生き方を認めあうまち』～

本市の市政運営の根幹となるまちづくりの目標とそれを達成するための基本指針を示す総合計画は、現在次期計画（第5次総合計画 計画期間 2021 年度から 2030 年度）を策定しているところです。第5次総合計画の策定にあたり、公募による市民ワークショップにおいて、10 年後の奈良市がどんなまちになってほしいかを考えていただき、それぞれの参加者の思いを、子育てに係るまちづくりの方向性として『誰もが子育てに関わり多様な生き方を認めあうまち』という言葉にまとめあげていただきました。互いを認めながら未来の担い手を地域等みんなで育てられるまちにしたいとの思いが込められています。総合計画を実現するための個別計画である本計画においても、基本理念に加えこの視点も併せ各施策に取り組んでいきます。

2 計画の基本方針

(1) 子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり

核家族化や共働き家庭の増加などの社会状況の変化によって、これまで以上に保育ニーズが高まっています。このような保育ニーズの高まりに対応するため、乳幼児期における保育サービスの充実や、就学児童の教育・育成施策の充実、放課後の活動場所の充実を計画的に進め、子どもの自主性や社会性の育成や家庭の子育て・教育力の強化など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援していきます。

また、本市では「子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長することのできるまち」を目指して奈良市子どもにやさしいまちづくり条例を制定しています。子どもが権利をもつ主体であるといった認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、子どもが健やかに、安心して成長していける環境づくりに努めます。

(2) 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

すべての子どもを大切に守り育てるためには、妊娠期から切れ目なく地域が子育て家庭とつながり、支えることが必要です。少子高齢化の進行、地域のつながりの希薄化により、子育ての孤立化、育児への不安が増大している現在、妊産婦や乳幼児に対し、切れ目ない支援を提供し、必要に応じて関係機関による適切な支援へつなげることは、虐待防止の観点からも重要です。そしてこのことは、安心して妊娠・出産・子育てができる地域づくりにおいて、重要な役割を果たします。

子どもたちが成長するどの時点においても健やかに成長していける質の高いサービスが提供され、すべての家庭がそれぞれの子育てに合ったサービスを利用できるよう、利用者に寄り添った子育て支援に取り組みます。

(3) 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり

身近な地域の大人たちが子どもを見守る取り組みを推進するため、保護者だけでなく、地域住民や子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、事業者等、地域の多様な主体が日常的に子育て家庭を支えることが必要です。また、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられるとともに、安心して生活し、外出できるまちづくりや子どもの遊び場の提供など、子育てしやすい環境の整備を進めます。

また、女性の就業率が上昇する中、多くの子育て家庭が直面しているのが子育てと仕事の両立の問題です。男性も女性も子育てをしながら社会で活躍することが当たり前可能な社会を実現しなければなりません。ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。



奈良市子どもにやさしい

奈良市では、全ての子どもが、今を幸せに生き、夢と希望を持って成長していけるようにとの願いを込め、この度、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」(子ども条例)を制定しました。

子ども条例の目的

- この条例は、奈良市が子どもにやさしいまちづくりを進める上で、その基本となる理念及び具体化の方向について定めることにより、奈良市の子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるようにし、及び子ども参加によって大人とともにまちづくりを進めることを目的とする。

この条例では、子どもにやさしいまちづくりを進めていくための基本となる理念や、子どもにやさしいまちづくりを具体的に展開するための方向について定めています。



子ども条例の基本理念

- 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもが権利の主体として尊重されることを全ての取組の基礎とすること。
- 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもの成長及び発達に応じ、その思いや意見に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮すること。
- 子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけでなく、奈良市に住み、又は訪れる全ての人にとってやさしいまちづくりにつながるという理念を取組の基礎とすること。

子ども条例の基本理念として、子どもが権利の主体として尊重されることが全ての取組の基礎になること。子どもにとっての最善の利益を考えること。子どもにやさしいまちづくりを進めることは、奈良市に住み、訪れる全ての人にとってやさしいまちづくりにつながるという考え方を表しています。



定義

この条例でいう「子ども」とは、「18歳未満の者」を対象としています。ここでいう「18歳未満の者」とは、奈良市民だけでなく、奈良市を訪れた人であっても、市内にいる限りは子どもとして広く対象としています。

子どもにとって大切な権利の保障と他者の権利の尊重

- 子どもは、この条例の基本理念のっとり、子どもにとって大切な権利の保障を求めることができる。
- 子どもは、自分にとって大切な権利の保障を求めることができると同時に他者の権利を尊重するよう努めるものとする。

この条例の基本理念に基づき、子どもにとって大切な権利が保障されるよう、子どもたちが求めることができることを表しています。また、自分自身の権利の保障を求めるだけでなく、他者の権利も自分自身の権利と同様に尊重されるよう、子どもたちが努めるものとすることを表しています。

まちづくり条例の概要



大人たちの役割

ここでは、子どもにやさしいまちづくりを行う上での大人たちの役割を定めています。

市の役割

- ★子どもに関する施策の実施及び財政上の措置
- ★保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるための必要な支援

地域住民の役割

- ★子どもの健やかな育ちを支援
- ★安全で安心な地域づくり
- ★多様な世代や子ども同士の交流及び様々な体験をすることができる機会を提供

事業者の役割

- ★雇用する労働者が仕事と子育てを両立できるよう必要な職場環境を整備
- ★地域社会の一員として、子どもが育ち・学ぶ施設、地域、市等が行う子どもを健やかに育むための取組に協力

保護者の役割

- ★子どもの育成に対し第一義的な責任を有する
- ★子どもが健やかに育つよう努める

子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の役割

- ★子どもが、心身ともに健やかに成長し、生きる力を身に付けること並びに能力及び可能性を最大限に伸ばすことができるための支援
- ★子どもにとって、安全にかつ安心して育ち、又は学ぶことのできる場となるための環境づくり
- ★虐待、いじめ、体罰等については、関係機関と協力し、その予防と早期発見に向けた取組を行う。



市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者が連携・協働し、子どもにやさしいまちづくりを進める

子どもにやさしいまちづくりの推進

ここでは、子どもにやさしいまちづくりの推進について、具体的な取組を掲げています。

子どもによる意見表明と参加の促進
子ども会議の設置について

子どもへの虐待やいじめ、体罰などに対する取組について

子育て家庭への支援、困難を有する子どもとその家庭に対する支援について

有害な環境や危険な環境から子どもたちを守ることに

子どもの居場所や遊び場づくり
子どもが直接、安心して容易に相談できる体制の充実について

施策の推進

ここでは、市が行う施策として、計画の策定、定期的な検証、必要な体制整備、広報活動、啓発活動の実施について掲げています。

